

令和元年度 森林整備事業研修会

森林経営計画の作成および 手続きについて

令和元年5月24日

福井県農林水産部森づくり課

本日お話すること

①森林経営計画制度の概要

②森林経営計画のポイント

③森林経営計画作成の進め方

森林経営計画制度の概要

- 平成23年の森林法改正により、面的まとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進め、持続的な森林経営を確保していく森林経営計画制度を創設、平成24年4月から施行。
- 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが経営を行う森林について、自発的に作成する、具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画。

森林経営計画

・地形界等で括られた面的なまとまりのある森林を単位とした森林経営計画の作成により、持続的な森林経営を推進

意欲ある者による施業集約化

搬出間伐の推進



効率的な路網整備

高効率な作業システム

効率的かつ継続的な施業による安定的な木材供給の実現

目的

一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮

作成者

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

要件

- (林班計画) 林班等の面積の2分の1以上の森林
- (区域計画) 市町村が定める一定の区域内で30ha以上の森林
(平成26年4月から施行)
- (属人計画) 自ら所有している100ha以上の森林

計画内容

森林経営の長期方針、森林の現況と伐採・造林計画、鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止の方法、森林の保護、路網の整備等

計画期間

5年

認定者

市町村長等

メリット

所得税・相続税の特例措置、日本政策金融公庫等における融資条件の優遇、各種補助金等の支援対象

森林経営計画のポイント①

○面的まとまりの確保による効率的な森林経営（作成要件）

- 一体として効率的な整備が可能な面的まとまりを有する森林を対象として計画を作成。
 - ・ 林班又は隣接する複数林班の1／2以上
 - ・ 市町村が定める一定区域内で30ha以上
 - ・ 所有森林100ha以上
- 一体整備相当森林（同一の計画の対象とすることが可能な森林）はその全てを計画の対象とすることが必要。

○適切な施業の実施（認定要件）

- 間伐は一定期間ごとにくり返し行うべきもの。標準伐期齢未満・以上の森林の別に、適切なサイクルに基づく間伐の必要面積以上の間伐を計画していることを要件。（間伐の下限）
- 持続的な森林経営の確保のため、対象森林の現況蓄積で補正した上で、成長量の範囲内で伐採が行われることを要件。（主伐の上限）

森林経営計画のポイント②

○地域の实情に応じた森林経営の推進

市町村森林整備計画に適合して森林経営計画をたてることにより、地域の实情に応じた森林整備が期待

【市町村森林整備計画】

- ・地域に最も密着した市町村が作成する森林整備のマスタープラン
- ・植林～保育～伐採、その他健全な森づくりを進めるための基準
- ・森林の機能に応じた森づくりの方向性 →森林の区域を設定(ゾーニング)

※ 市町村の裁量により、森林経営計画の施業実施基準が異なる計画事項の例

- ・ゾーニング
- ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数
- ・主伐方法(皆伐上限面積など)
- ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域設定

○適切な実行管理

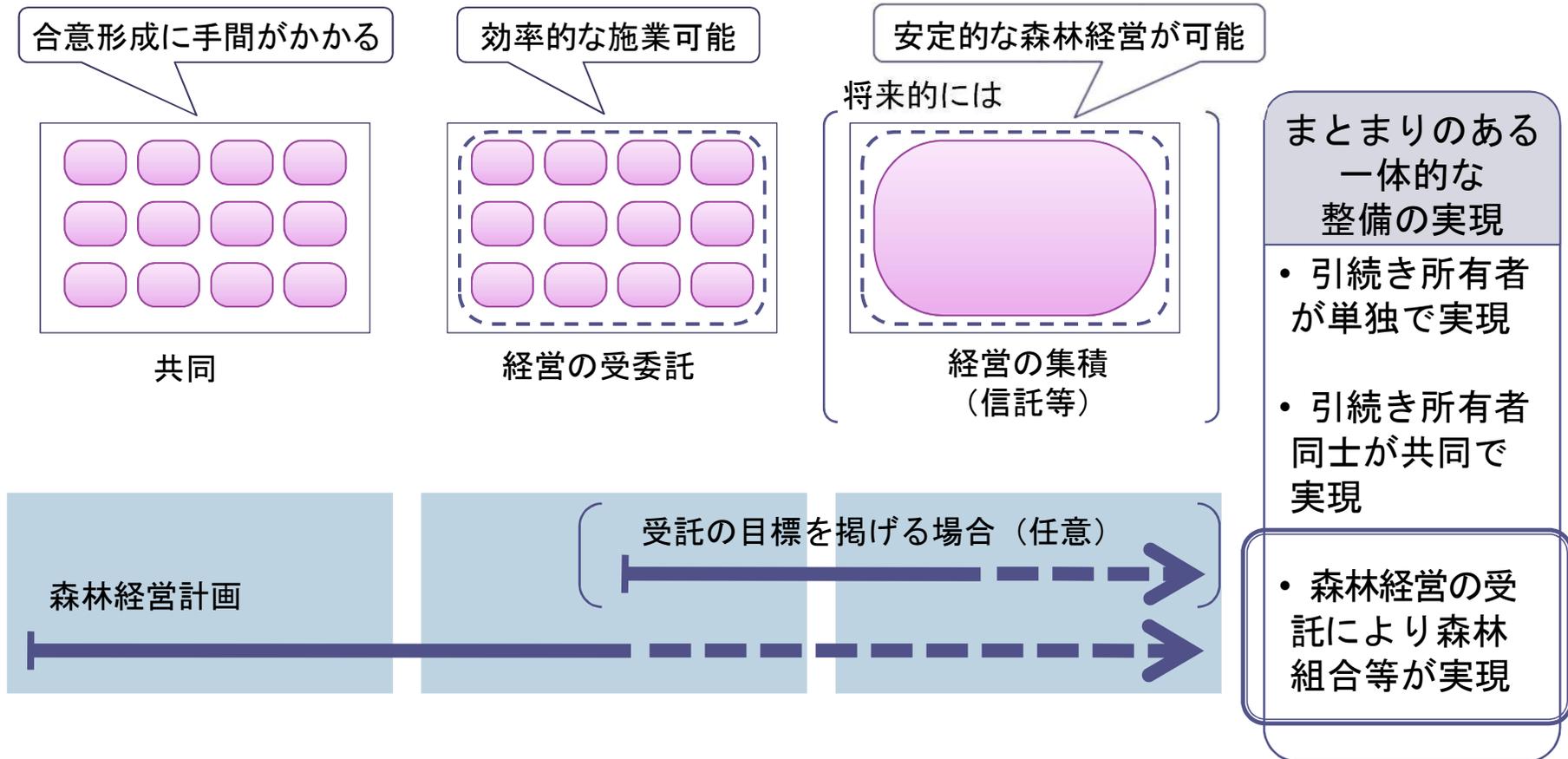
→計画を作成するだけでなく、計画に基づく効率的な森林施業が確実に実施されることが重要。市町村等は計画の作成・実行状況を確認するとともに、計画が遵守されない場合は認定の取消。

→運用にあたっては、現場の実態を踏まえた様々な運用改善を措置。また遵守違反に対し機械的に認定取消を行うのではなく、必要に応じ状況の改善や更なる努力が図られるよう指導等を実施。

森林経営計画のポイント③

○森林経営の委託の推進

計画作成者を「森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者」とし、森林経営の委託を推進することにより、森林所有者から森林の経営の委託を受けた計画作成者による安定的な森林経営が可能



森林経営計画の作成①

【計画の作成者】

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、単独で又は共同で森林経営計画を作成可能。例えば、

- 森林所有者が単独で計画を作成
- 森林の経営の委託を受けた者が単独で計画を作成
- 森林所有者と森林の経営の委託を受けた者が共同で計画を作成
- 複数の森林所有者が共同で計画を作成
- 複数の森林の経営の委託を受けた者が共同で計画を作成

【計画の申請先と申請時期】

- 計画対象森林が1市町村区域内にある場合 →市町村の長
(計画始期の20日前まで)
- 計画対象森林が複数の市町村にわたる場合 →都道府県知事
(計画始期の30日前まで)
- 計画対象森林が複数の都道府県にわたる場合 →農林水産大臣
(計画始期の60日前まで)

森林経営計画の作成②

【計画の主な記載事項】

- ①森林の経営に関する長期の方針
- ②計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- ③伐採(主伐・間伐)、造林及び保育の実施計画
- ④鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止の方法(H29から追加)
- ⑤森林の保護に関する事項
- ⑥森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- ⑦路網整備に関する事項
- ⑧森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標(必要に応じて記載)

【申請書類】

- (1)森林経営計画認定請求書
- (2)森林経営計画書
- (3)添付書類
 - ①計画図面(計画対象森林の所在、路網整備等の状況、主伐を行う区域)
 - ②森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面(森林の経営の委託を受けた者が作成する場合に限る。)
 - ③路網整備等につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面

森林経営計画の作成（森林経営の委託）

森林経営委託契約書（抄、ひな形案）

森林所有者〇〇ほか〇名（以下「甲」という。）と受託者〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。

（契約の対象とする森林）

第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は、別紙1に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（契約の期間）

第3条 この契約の契約期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

（委託事項）

第4条 乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画及び別紙2に示す森林の経営に当たっての特記事項に従い、契約対象森林に関する次の事項（以下「委託事項」という。）を実施するものとする。

(1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること

(2) 森林の保護等のため、以下に掲げる事項を実施すること

ア 森林の現況把握

イ 火災の予防及び消防

ウ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

エ 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

オ 甲以外の者が所有する森林との境界の巡視

カ ア又はオを実施した結果異常を発見したときに行う必要な措置

2 前項第1号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。8

森林経営計画の作成(森林の所在、現況)

(森林の現況及び伐採計画等の記入例)

森林の所在、現況等

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

所在場所						森林所有者氏名	計画的伐採対象森林の内外の別	森林の区分等				(1) 森林の現況											
都道府県	市町村(郡)	字(大字)	地番	林班	小班			公益的機能別施業森林等の区分	施業方法等	鳥獣害防止森林区域の区分	面積 (ha)	人工林天然林の別	樹種又は林相	樹高 (m)	林齢	立木材積 (m ³)	施業履歴				摘要	時期	主伐間伐別
																	間伐		主伐				
																	時期	面積 (ha)	時期	面積 (ha)			
〇〇県	△△市	××	□□	401	2	〇〇	内	水	延	鹿	0.50	人	ヒノキ	8	13	200						24-28	間
〇〇県	△△市	××	□□	401	3	〇〇	内	水	延	鹿	1.20	人	スギ	24	24	350	17	1.20				25	主
〇〇県	△△市	××	□□	401	10	〇〇	内	水	延	鹿	2.00	天	その他広	24	18	600							
〇〇県	△△市	××	□□	401	12	〇〇	内	水	延	鹿	0.50	人	ヒノキ	8	13	200							
〇〇県	△△市	××	□□	402	1	〇〇	内	水	延	鹿	0.50	人	ヒノキ	8	13	200							
〇〇県	△△市	××	□□	410	1	〇〇	内	水	延	鹿	0.3	人	スギ	24	24	350							
〇〇県	△△市	××	□□	410	2	〇〇	内	水	延	鹿	0.3	人	スギ	24	24	350							
〇〇県	△△市	××	□□	410	3	〇〇	内	水	延	鹿	0.3	人	スギ	24	24	350							
合計											35.00					6,000							
摘要		保育計画 下刈: 10.00ha、除伐: 6.00ha																					

計画的伐採対象森林から除外する森林
(規則第36条)

- ①禁伐林・竹林、
- ②施業の一体性を有しない小規模な森林
(0.3ha以下)
- ③上記のほか作業路網等、治山事業施設など

森林経営計画の作成(伐採、造林、保護の計画)

(森林の現況及び伐採計画等の記入例)

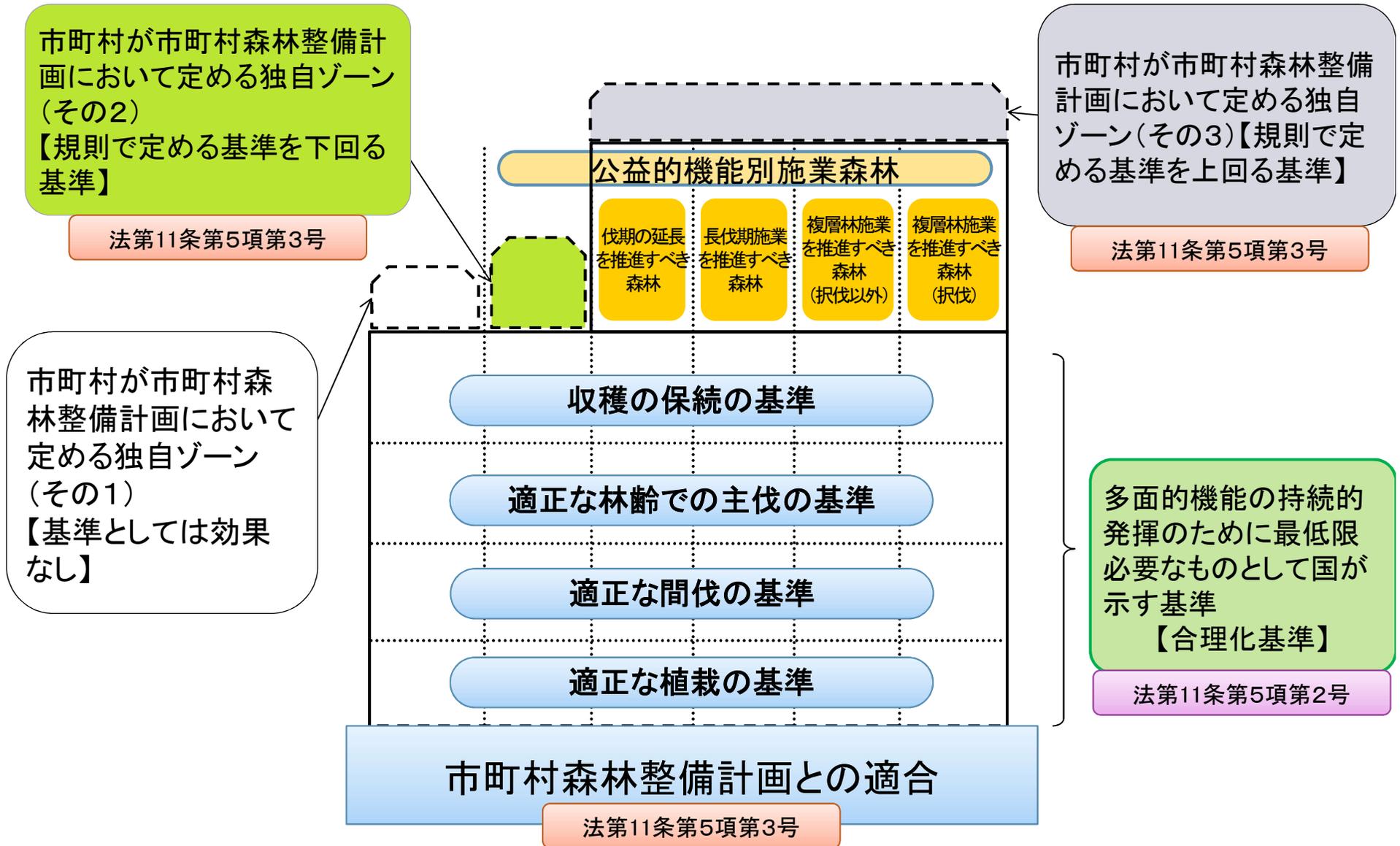
伐採、造林、保護の計画等

商 要	(2)伐採計画						(3)造林計画						(4) 保育計画	(5) 保護計画	計 画 対 象 森 林 の 追 加 時 期	備 考	
	伐 採 時 期	主 伐 間 伐 別	森 林 計 画 的 間 伐 の 対 象	伐採方法		伐 採 面 積 (h a)	伐 採 立 木 材 積 (m ³)	造 林 時 期	造 林 方 法	造 林 樹 種	造 林 面 積 (h a)	植 栽 本 数 (本 /h a)					適 要
				皆 伐 択 伐 等 の 別	そ の 他 (伐 採 率) (%)												
	24-28	間	内	単木	20%	0.50	40										
	25	主		皆伐	100%	1.20	350	26	人工造林 (再)								
	24	主		皆伐	100%	1.00	180	(29)	天然下種 (補助)	その他広	1.00	3,000				主伐②	
	24-28	間	内	単木	20%	1.00	60										
	24-28	間	内	単木	20%	0.40	30								26		
合 計						10.00	1,000				3.00						
摘 要	保育計画 下刈:10.00ha、除伐:6.00ha																

間伐の実施時期は、幅を持って記入することも可能

保育や保護の計画は、摘要欄にまとめて記載することも可能

森林経営計画の認定基準の構造



森林経営計画の認定基準

	公益的機能別施業森林 区域外 (森林施業の合理化 に関する基準)	公益的機能別施業森林区域 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準)				
		水源涵養機能維持増進 森林 (伐期の延長を推進 すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林			保健文化機能維持 増進森林に限る
			長伐期施業を推進 すべき森林	複層林施業を推進 すべき森林	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	
適正な植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林(人工林)】標準的な植栽本数を2年以内に植栽					
適正な間伐 <small>※間伐：おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採</small>	市町村森林整備計画に定められた 間伐の間隔に従った間伐		【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、 Ryが0.75以下となるよう間伐			
主伐	適正な林齢での主伐	標準伐期齢以上	標準伐期齢+10以上	標準伐期齢の概ね2倍 以上に相当する林齢と して市町村森林整備計 画において定められた 林齢以上	標準伐期齢以上 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐	
	適正な伐採の方法	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと			伐採率30%以下 の択伐	
		【伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合】 伐採率70%以下の伐採		【伐採後の造林を 人工植栽による場合】 伐採率70%以下の伐採		
適正な伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に 相当する材積に5を乗じて得た材積以下			【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木 材積が確保されること	【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得 た材積を特定広葉樹が標準 伐期齢に達した時の立木材 積の1/2を超える立木材積 で補正した材積以上	
【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する 材積に5を乗じて得た材積の100分の120以下		標準伐期齢における立木材積に 10分の5を乗じて得た材積以上 の立木材積が確保されること	標準伐期齢における立木材積に 10分の7を乗じて得た材積以上 の立木材積が確保されること	立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採		

計画対象森林に
係る規律

計画的伐採対象
森林に係る規律

森林経営計画の認定基準(適正な主伐)

【伐採立木材積の上限】

$$\left(Z + \frac{V_w - V_n}{T} \right) \times 5$$

Z: 当該計画的伐採対象森林の年間成長量 (ただし、木材生産機能維持増進森林にあつては100分の120を乗じて得た値)

V_w : 当該森林経営計画の始期における当該計画的伐採対象森林の立木の材積

V_n : 当該計画的伐採対象森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積

T: 当該計画的伐採対象森林につき定められている標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値

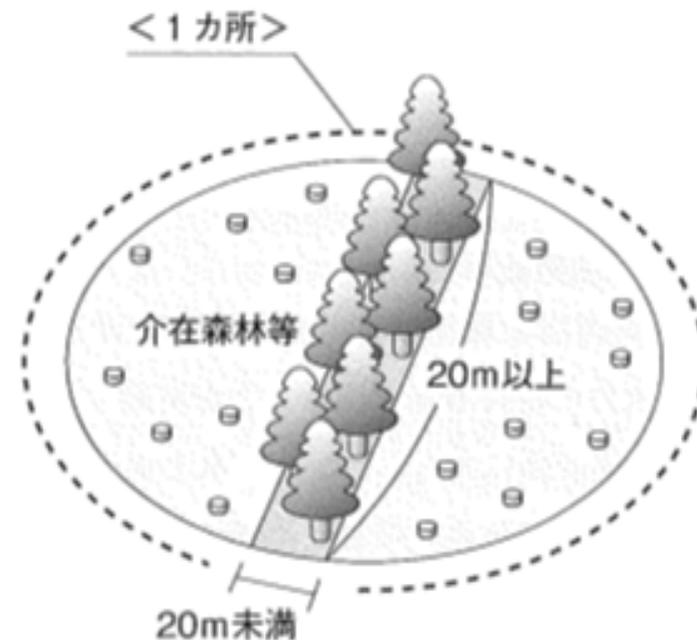
※カメラルタキセ式

→標準伐期齢以上の高齡林が多い場合は成長量以上に、標準伐期齢未滿の若齡林が多い場合は、成長量より少ない上限設定

【1箇所当たりの皆伐面積の上限】

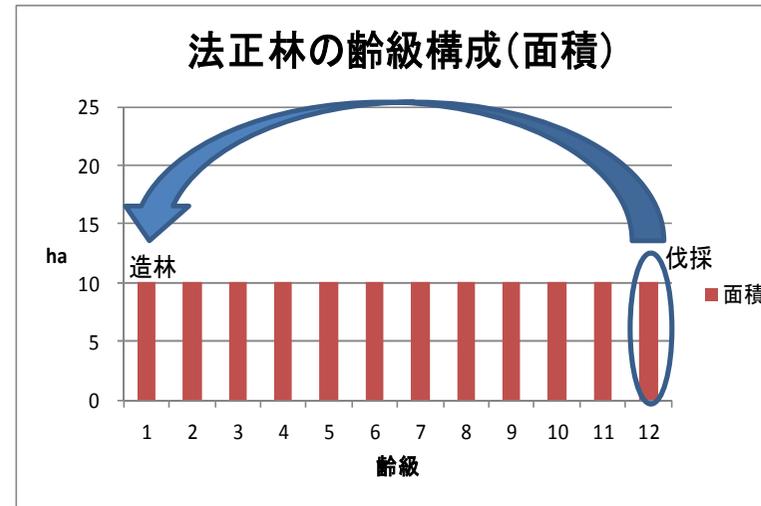
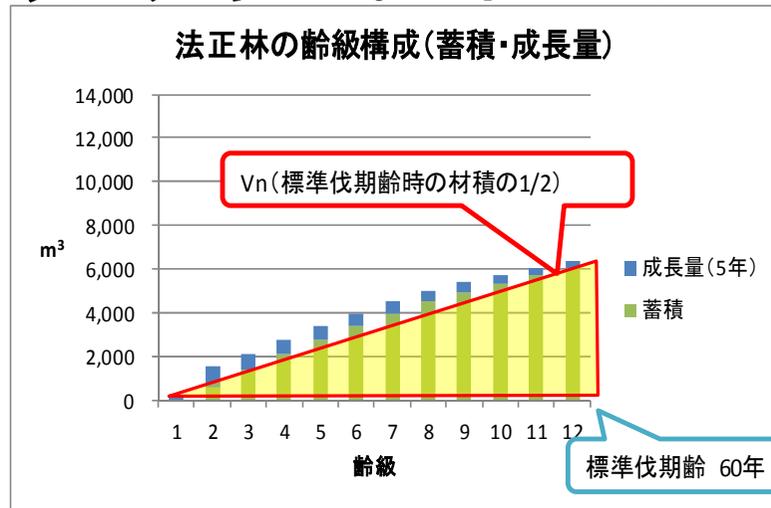
20ha以下

※連続しない伐採跡地であっても、相隣する伐採跡地との距離が20m未滿に接近している部分が20m以上にわたっている場合は、一箇所として取り扱う

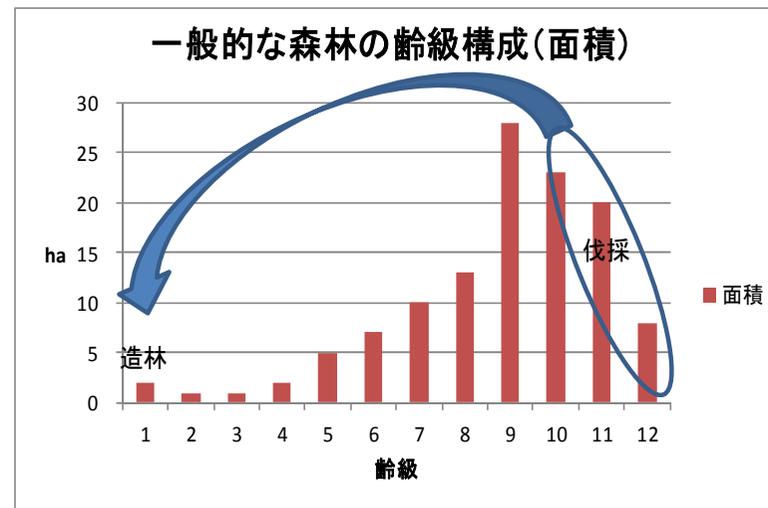
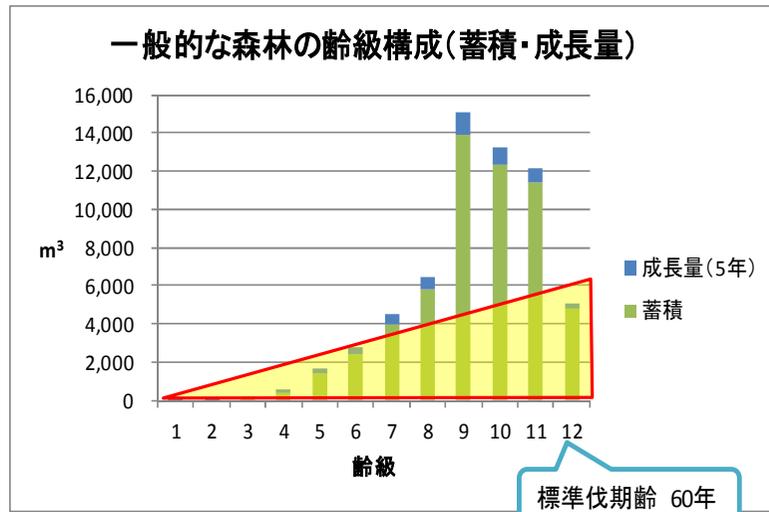


森林経営計画の認定基準(収穫の保続)

カメラルタキセ式のイメージ



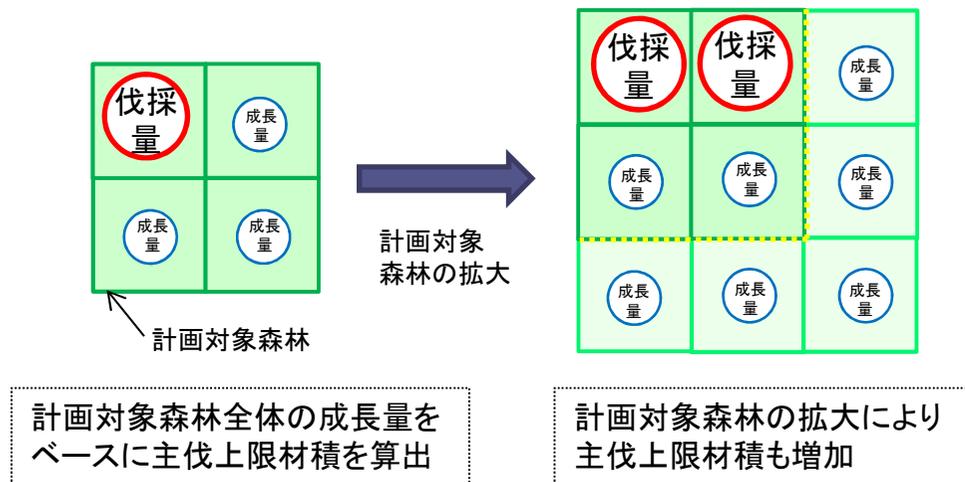
総蓄積: 41千 m^3 総成長量: 6.2千 m^3 スギ、標準伐期齢 60年
総面積: 120ha 伐採量の上限: 7.1千 m^3 (115%)



総蓄積: 57千 m^3 総成長量: 5.2千 m^3 スギ、標準伐期齢 60年
総面積: 120ha 伐採量の上限: 6.9千 m^3 (131%)

成長量の範囲内が基準(主伐量の上限)

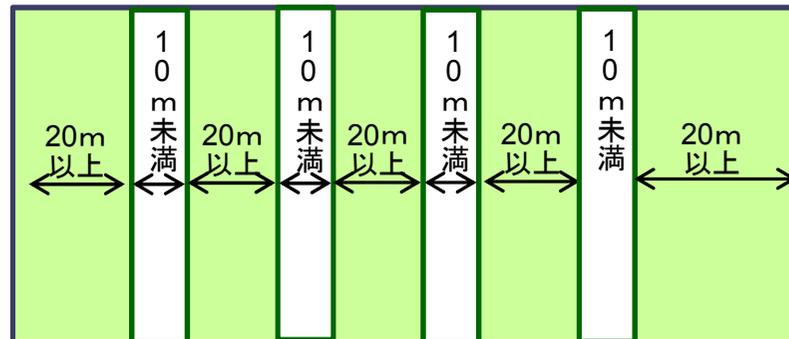
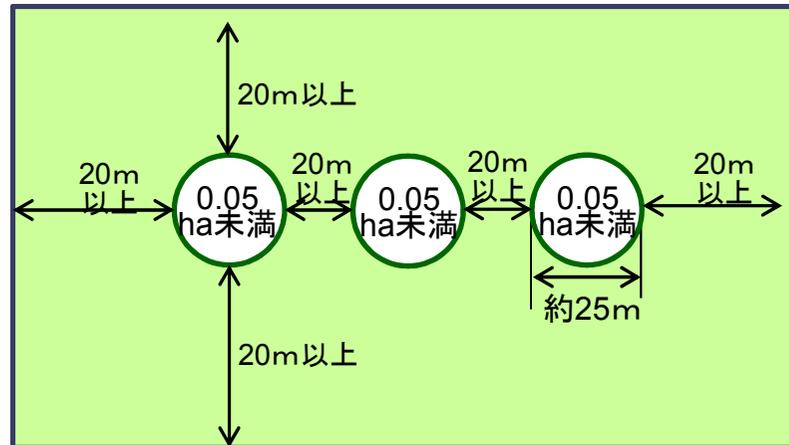
- 1 森林経営計画における主伐量の上限は、森林の成長量を基本として、現況の蓄積が標準よりも多い場合は、より多くの伐採が可能。
- 2 市町村森林整備計画で「木材生産機能維持増進森林」にゾーニングされている森林は、成長量を1.2倍として計算が可能。
- 3 さらに、天然林など伐採を予定しない森林を計画に加えることにより、その蓄積を活用して主伐上限を増やすことも可能。



森林経営計画の認定基準(複層林関係)

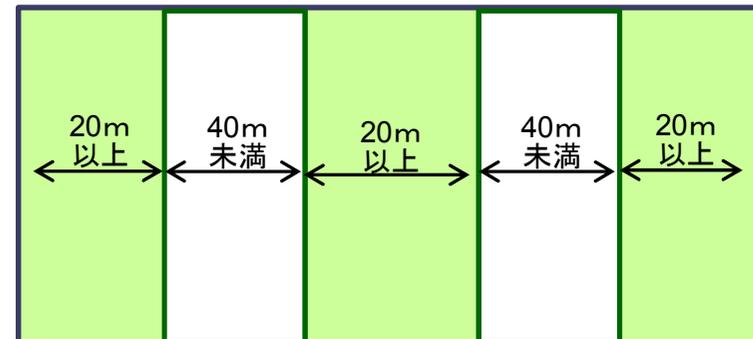
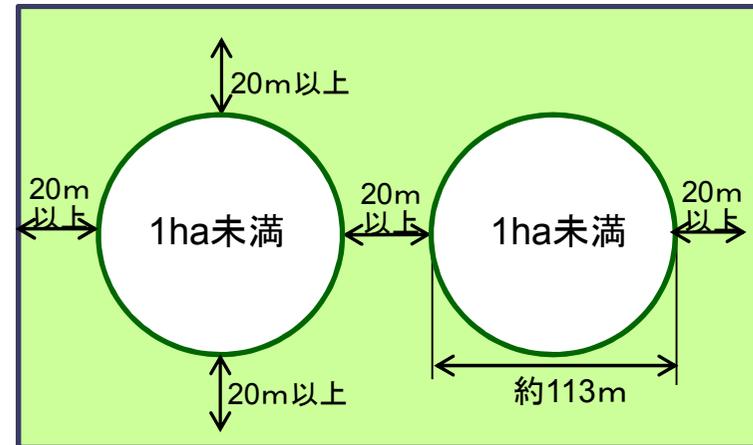
択伐複層林施業森林

- 伐採率(材積率)
30%以下(伐採後植栽の場合は40%)
- 維持材積
標準伐期齢の立木材積の70%以上
- 伐区の形状
以下の択伐による伐採



複層林施業森林

- 伐採率(材積率)
70%以下
- 維持材積
標準伐期齢の立木材積の50%以上
- 伐区の形状
以下の皆伐による伐採が可能



森林経営計画の認定基準(適正な間伐)

計画的伐採対象森林

人工林(人工植栽に係る森林。0.3ha未満の森林を除く)

計画的間伐対象森林 ◎現に林冠が閉鎖している森林
(おおむね5年以内に樹冠疎密度が10分の8以上)

例えば、以下のような森林は対象外

- ①若齢な森林(V 齢級未満)
- ②老齢な森林(本数調整が終了した森林)
- ③過密化しない森林(樹種の特徴から過密化しにくい森林)
- ④気象害や生育不良により、林冠が閉鎖していない森林

$$A = a_1 \times 5 / T_1 + a_2 \times 5 / T_2$$

A : 間伐の実施面積の下限

a₁ : 計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢未満の森林の面積

a₂ : 計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢以上の森林の面積

T₁ : 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢未満の森林の間伐の間隔

T₂ : 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上の森林の間伐の間隔

〔注: 標準伐期齢未満の森林であれば5年以内、標準伐期齢以上の森林であれば10年以内に間伐が行われた場合は基準を適用しない。〕

うち、複層林施業を推進すべき森林

複層伐(誘導伐)を実施するまでの間は、Ry0.85以下の管理を求める基準を適用。

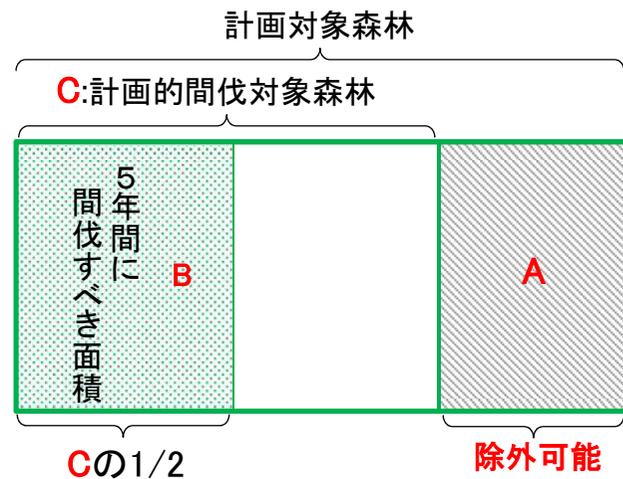
◎所有者が不確知な森林など

(計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適當なもの)

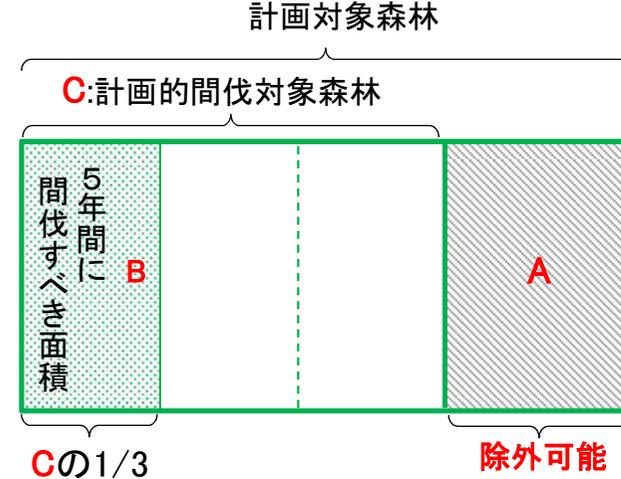
適切なサイクルの間伐の確保(間伐面積の下限)

〈間伐下限の計算イメージ〉

【10年に1回間伐が必要な森林の場合】



【15年に1回間伐が必要な森林の場合】



A: 間伐の下限面積基準の計算からは、

- ① 計画期間内に主伐を予定する森林
- ② 幼齢林・老齢林、被害林など、林冠が閉鎖せず間伐が必要ない森林
- ③ 0.3ha以下の小規模な森林
- ④ 過去一定期間内に間伐した森林

を除外可能。

B: 市町村森林整備計画において、市町村の判断により、実態を踏まえた間伐間隔を設定し、間伐下限面積自体を小さくすることも可能。

(例えば間伐の間隔を15年に1回とすれば、5年間に間伐すべき面積は1/3となる。)

森林経営計画の認定基準(適正な植栽)

伐採方法	造林期間 (伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算した期間)			
	材積伐採率	人工造林	天然更新	
			天然下種更新	萌芽更新
皆伐 (人工林)	—	2年以内(*1)	5年以内(*3)	5年以内(*3)
皆伐 (天然林)	70%超え (萌芽や天然更新確実と見込まれる森林)			
		70%以下		
択伐	30%超40%以下	5年以内(*2)	×(認定不可)	
	30%以下		5年以内(*3)	

(*1) 市町村森林整備計画に適合した植栽であること

(*2) 市町村森林整備計画に適合するとともに、材積伐採率に応じた苗木本数を植栽すること

(*3) 期待成立本数の10分の3又は3,000本/haのいずれか小さい本数が確保されること

これに満たない場合は2年以内に必要な苗木本数を植栽すること

森林経営計画の認定基準（鳥獣害の防止の方法）

鳥獣害の防止の方法に関する基準

森林経営計画に定められている造林方法が鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽をすることであるときは、鳥獣害の防止のための防護柵の設置、わなその他の方法による鳥獣害の原因となっている鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）その他の当該植栽に係る立木を保護するための措置を実施することとされていること（法第11条第5項第6号、規則第39条の2）

区域のイメージ図

市町村森林整備計画の区域

鳥獣害防止森林区域
(ニホンジカ)

人工
植栽

人工
植栽

人工
植栽

人工
植栽

森林経営計画
対象森林

森林経営計画の記載事項

(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

区域内の森林で人工植栽を計画する場合は、鳥獣害防止対策の記載が必須

区域内の森林で人工植栽が計画されていない場合は、必要に応じて、鳥獣害防止対策を記載

(2) 森林の保護

森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護等に関する事項

鳥獣害防止森林区域以外における鳥獣害防止対策等を記載

認定基準

人工植栽が計画されているもの又はその周辺において、対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、以下のいずれかの措置が計画されていること

① 防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置又は現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置

② わな又は銃器等による対象鳥獣の捕獲

※ 捕獲は、森林経営計画の作成者（当該作成者から委託を受けて実施する者を含む。）により実施されているもの又は市町村が主体となるなど地域において計画的な実施が予定されているものに限る。

森林経営計画の変更と遵守

計画の変更

Point1 対象森林や作成主体が追加された場合は変更が必要

- 計画対象森林について自ら森林の経営を行わなくなった場合、又は同一林班又は区域内等で新たに自ら森林の経営を行うこととなった森林がある場合は義務的変更

Point2 施業の実施基準を満たす範囲内で自主的変更が可能

- 作業路網等に係る計画事項が追加され、実行性の高い計画の作成を求められる反面、施業の実施基準を満たす範囲内で施業の計画箇所や計画量の自主的変更が可能。

計画の遵守

Point3 必要な施業が確保されるよう施業の実施基準を厳格化

- 伐採立木材積に加え、間伐面積の下限について5年間の計画量を施業の実施基準として規律
- 箇所別の伐採方法や植栽方法の規律を強化(例えば、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外に対しても5年後の更新確保を求める等)

Point4 認定基準を満たさない状況が明らかとなった時点で認定を取消

- 施業の実施基準を満たさず認定取消となった場合には、補助金の返還

Point5 災害等で基準を満たさない場合でも遵守の範囲として運用

- 法第14条の「災害その他やむを得ない理由による場合」として、実測等により実行量が計画量と異なることとなった場合等のほか、林道の整備状況や木材価格の動向など所有者の責によらない理由で基準を満たさなくなった場合でも、遵守されているものとして運用

森林経営計画に係る伐採等の届出

- 森林経営計画の対象森林で立木の伐採、造林、立木の譲渡、作業路網の設置をした場合に届出書を市町村長等に提出
- 届出書に記載されている事項について、森林経営計画に基づいた施業等を行ったかどうかを確認
- 森林経営計画の適確な実施を図るため、指導、助言その他の援助や認定の取消し等の資料

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

市町村長(都道府県知事、農林水産大臣) 殿

住所

届出人 氏名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 印

認定番号第 号をもって認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採(造林、譲渡、作業路網の設置)をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。

記

所在場所				伐採				造林			譲渡				作業路網の設置			備考					
都道府県	市郡・町村	字(大字)	地番	時期	主間伐別	伐採面積(ha)	樹種	伐採立木材積(m ³)	時期	造林方法	植栽本数(本)	造林面積(ha)	時期	伐採の時期	伐採面積(ha)	樹種	林齢		伐採立木材積(m ³)	時期	路線名	設置延長(m)	

森林経営計画制度の見直し

- 森林経営計画制度の運用開始後、各地域において計画の作成が推進。一方で、林班単位での計画作成が難しい地域がある等の様々な課題も把握。
- これらの現場実態を踏まえ、より地域の実情に即した形で効率的・持続的な森林経営の実現に向けた計画作成が可能となるよう制度を見直し、平成26年4月から運用。

【様々な現場実態】

林班の1/2の確保に多大な時間を要し、計画が作成できない

林班の形状が細長いなど林班単位の集約化になじまない

自伐林家等において林班単位の計画が作成しがたい

森林経営計画制度の見直し

(平成26年4月より運用)

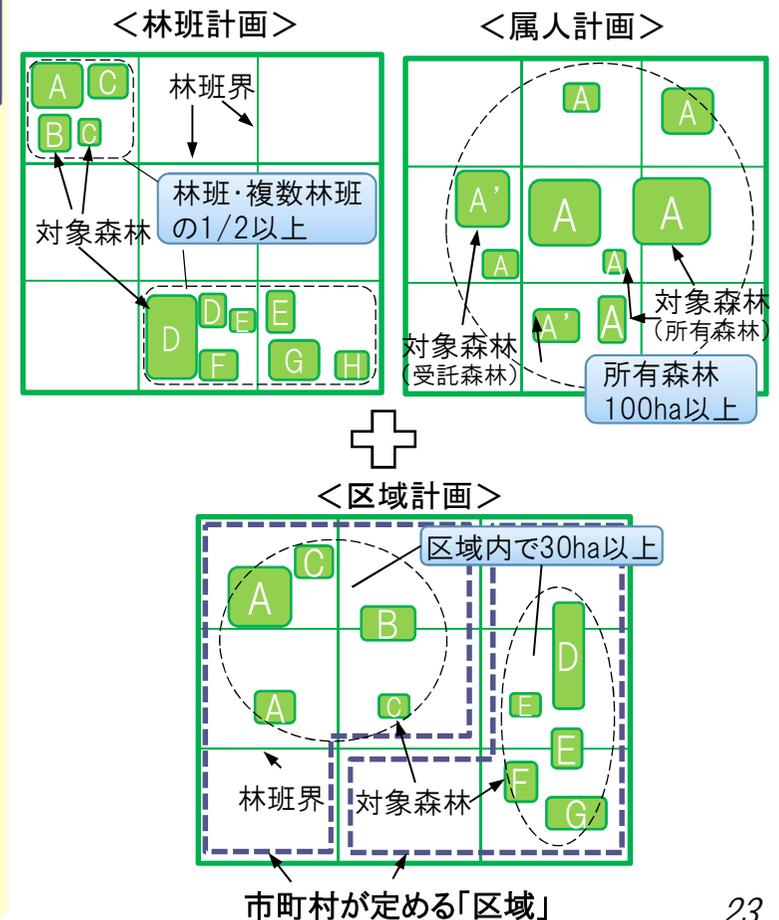
現行の計画作成要件

- ・林班面積の1/2以上(属地(林班)計画)
- ・所有森林100ha以上(属人計画)

「区域計画」を追加

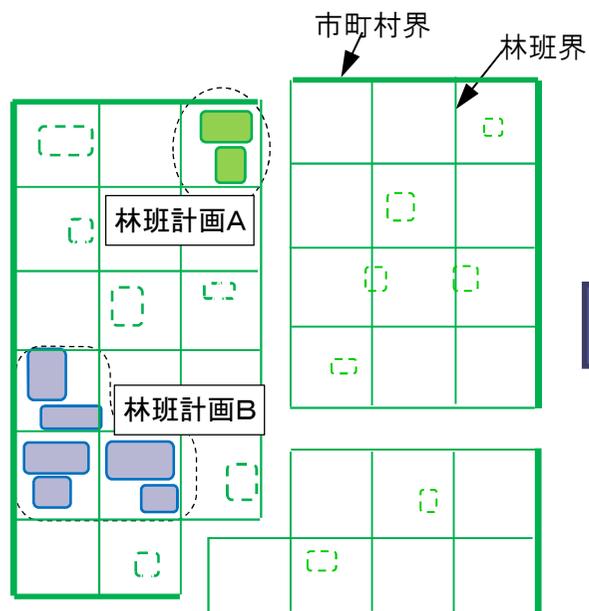
- ・市町村長が定める一定の区域内で30ha以上

地域の実情に即した森林経営計画の作成を一層促進



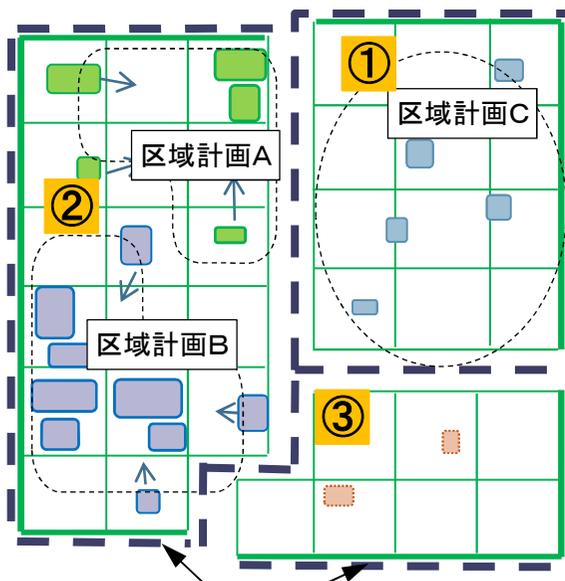
森林経営計画制度の見直しイメージ

(現行)



見直し後

地域の実態に即した一定の区域内で30ha以上とする
新たな面積要件を追加→区域計画



大規模な尾根筋や河川、公道も含めた
路網の整備状況等を勘案し、10~30個
の林班を目安として設定される区域
(市町村森林整備計画において設定)

- ① 林班を越え、区域内で30ha以上を確保することにより、区域計画の作成が可能
 - ② 既存の林班計画も、30ha型要件により、近隣の林地を加え一体的に区域計画の作成が可能
 - ③ さらに条件の悪い地域では、30haなくても、間伐等特措法の計画による施業に補助
(将来、森林経営計画を目指す)
- 区域内の計画の増加・連携や共同計画化の促進により、将来的な面的まとまりの充実を図る

現場の実態に即して、計画の作成や間伐等特措法の計画の活用により、必要な施業が全て実施可能

地域の実態に即した区域単位で面的まとまりを確保していくことにより、効率的な森林経営を実現

森林経営計画(区域計画)のイメージ

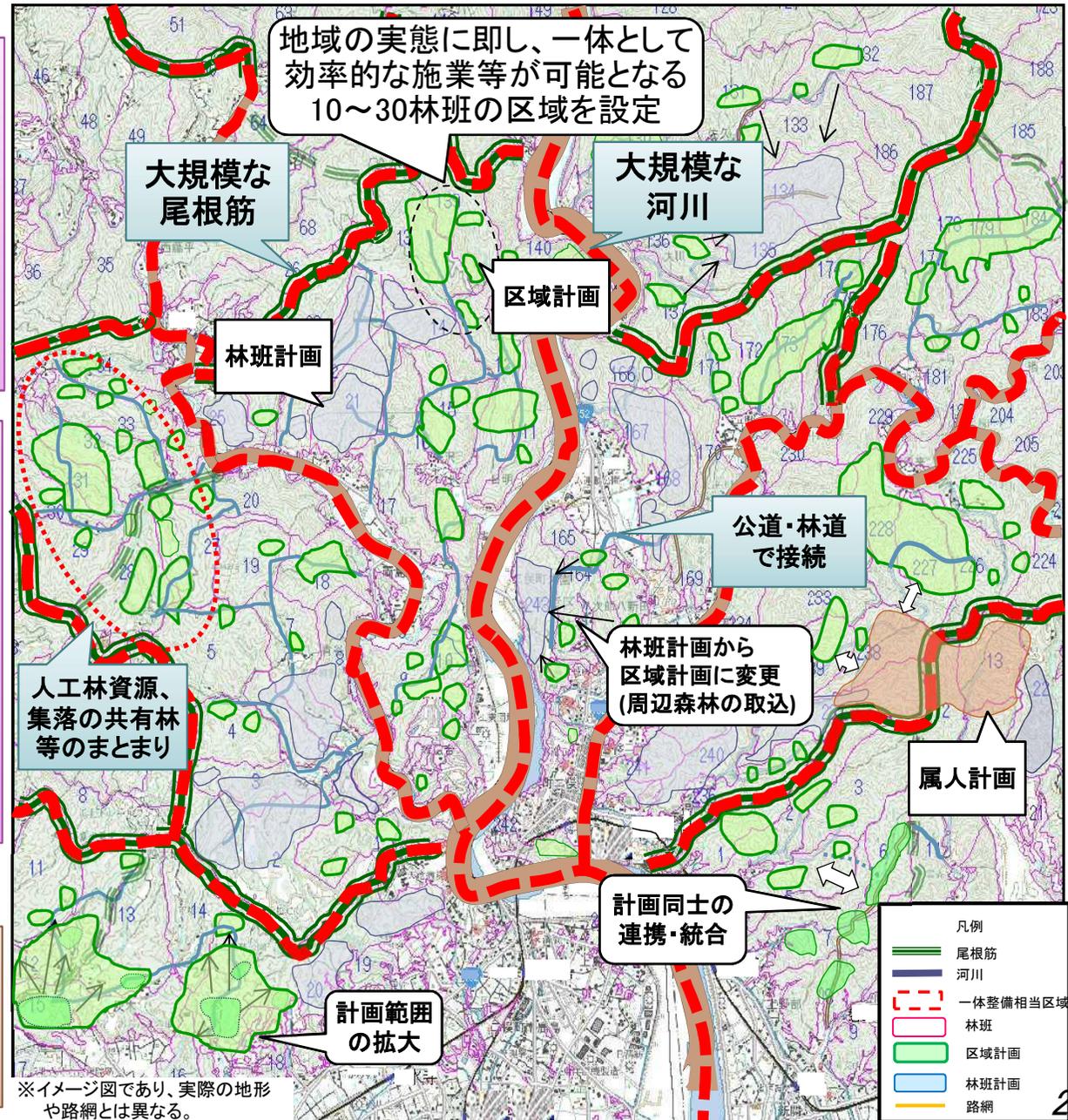
○区域設定

- ・ 大規模な尾根筋や河川等の地形、森林資源の状況
- ・ 路網の整備、森林の所有状況等を勘案して、隣接する10~30個の林班を目安に設定。

○計画作成の促進

- ・ 区域内における30ha以上の森林を対象に、森林経営計画を作成。(単独・共同)
- ・ 区域内の自ら経営する森林は全て計画対象とする必要。
- ・ 計画同士の連携・統合、周辺森林の取込・拡大等を推進

区域を単位とした面的まとまりによる、効率的・持続的な森林経営を目指す



森林経営計画等の運用改善

森林経営計画の概要

林班又は複数林班の2分の1以上の面積をまとめる。

経営計画をたてる方法は様々あり、

- ①所有森林や受託森林について、単独でたてる
- ②他の所有者などと共同でたてる
- ③森林組合などに経営を委託してたててもらう

健全な森林の維持・造成が図られるよう、伐採、造林、間伐等を具体的に計画する必要。

現場の声

経営計画の面積要件である「林班の2分の1以上」の確保が困難。

中小規模の林家は自ら計画をたてる方法がわからない。また、林班単位での計画が作成しがたい。

所有者・境界の特定や合意形成、計画書の作成事務等の負担が大きい。

計画どおり間伐が実行出来ない場合の認定取消・補助金返還が怖くて計画が立てられない。

地形や基盤整備の状況、生育状況等により、切捨間伐しできない地域がある。

地域の実態に応じた路網整備が必要。

改善内容

■ 緩和的運用を措置、小規模森林から作成可能

所有不明森林や、市町村が幹旋しても作成に応じない所有者の森林を2分の1要件の分母から控除できる。

■ 共同で計画作成する方法の周知

林家向け計画作成ガイドを周知、林野庁HPに掲載。

■ 計画変更事務、作成事務の軽減

間伐実施年度の変更事務、共同計画の変更事務の減少。また、簡素な記載例、計画作成支援ソフトの活用を推進。

■ 間伐下限面積の基準の周知

施業履歴のある森林、生長が良くない森林等を間伐の面積要件から除外。

■ 認定取消にならない運用を整理

路網整備の状況、木材市場の動向など、計画作成者の責によらない場合に認定取消とならない旨を周知。

■ 計画作成要件の追加

林班単位の計画に加え、現場実態に即した一定の区域内で30ha以上を確保すれば計画を作成できるように改善。

■ 計画作成への支援

所有者・境界情報の整備や働きかけ活動等への支援。

■ 間伐等への支援

・森林経営計画が直ちに作成できない箇所は、特定間伐等促進計画で対応。

・条件不利地等では市町村等が行う公的森林整備により、切捨間伐を支援。

・保育間伐の新設(7齢級以下を対象)。

・路網整備が遅れている地域等を対象に1万4千円/m定額で整備を支援。

<運用改善の例>

「林班の2分の1をカバーすることが困難」という声に対して、働きかけや市町村のあっせんに応じない所有者の森林は要件の分母から外すことができる運用改善を講じており、これにより、小規模の森林経営計画からスタートすることも可能。

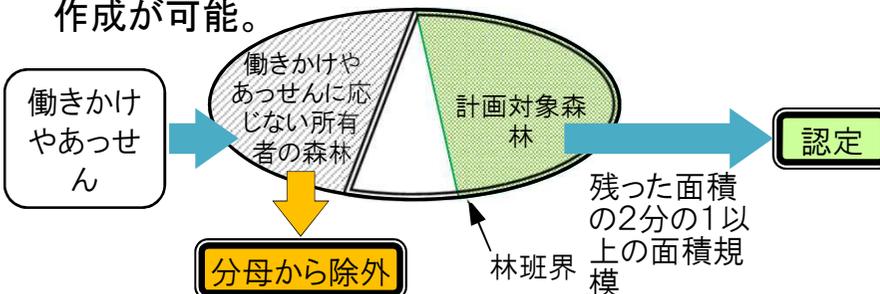
面積規模の基準の緩和

林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること

不在村者なども多い中、短期間で林班等の2分の1以上の面積規模の要件を満たすことが困難な場合もある

- 森林所有者が分からない森林
 - 計画作成の働きかけや市町村の長のあっせんに応じない所有者の森林
- 等については、当面は2分の1の計算上、分母から除外してよい運用を措置

これにより、林班等の2分の1に満たなくても計画作成が可能。



簡易なあっせん手続の例

- ① 認定請求者が市町村と連名で所有者へ通知又は座談会を共同開催

森林経営計画に関して、

- 森林経営委託契約の締結
- 共同の計画作成

を働きかけ。

一定期間内に回答がない又は出席しない所有者は計画に参画する意思がないと見なす

- ② 林班等の面積の分母から除外して計画作成

※計画作成後も引き続き周辺の森林所有者に働きかけ、順次、計画を変更して林班を埋めていくことにより、面的なまとまりを確保。

<運用改善の例>

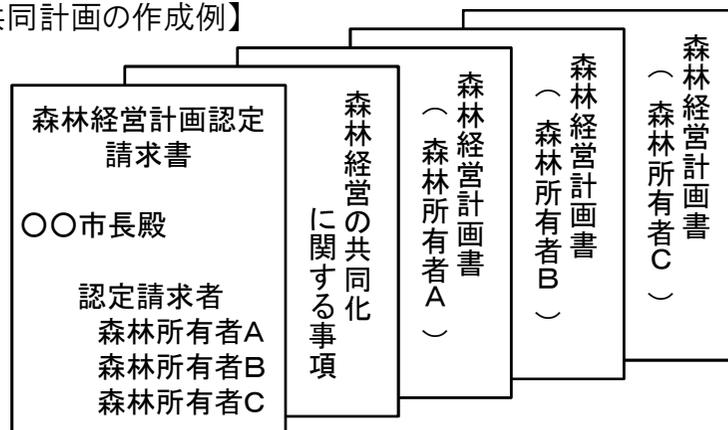
自伐林家が「自ら計画をたてられない」という声に対して、共同で計画作成することができること、具体的な計画作成の考え方を整理し周知。また、「計画書の作成事務が膨大で負担が大きい」という声に対して、簡素化した様式例を都道府県へ提示。

計画作成方法の周知

受委託契約を締結しなくとも計画作成が可能であること、共同で計画作成の際の考え方等を周知

- 中小規模の林家であっても、複数の「森林所有者」が共同で、又は「森林所有者」と「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画作成することが可能であり、自らの所有森林について自分で森林経営を行うことができること
- 「森林経営の共同化に関する事項」のみを共同で作成し、それ以外の部分については森林所有者ごとに作成の上、合冊することも可能であることなどを周知。

【共同計画の作成例】



計画書作成事務の軽減

森林経営計画書の模範様式について記載が必須である事項及び省略可能な事項を整理し、簡素化した記載例を提示

- 森林経営計画書の模範様式について、必須事項及び省略可能な事項を整理
- 必要最小限の計画事項を示した簡素化した計画書の記載例を提示
- 共同計画の場合の計画変更手続の簡略化を措置

また、

- ほぼ全ての都道府県において計画書作成支援システムを整備し、計画を作成しようとする者に配布
- 森林経営計画制度に係る林野庁ホームページの充実強化、ガイドブック、パンフレット等の発行などにより、円滑な計画作成をバックアップ。

<運用改善の例>

「間伐の実施に関する基準が厳しく、認定取消を考えると計画がたてられない」という声に対して、過去一定期間内の間伐の履歴があるものを基準から除くとともに、取消の事由を明確化。

施業履歴がある森林を基準から除外

—— 間伐面積の下限の基準の考え方 ——

間伐とは、一定期間ごとに繰り返し行うべきもの

間伐の間隔は、全国一律でなく地域の実情に応じて市町村森林整備計画で規律。例えば、市町村森林整備計画で定める「平均的な間伐の実施時期の間隔」が10年に1回であった場合、計画期間(5年間)に必要な間伐面積の割合は、

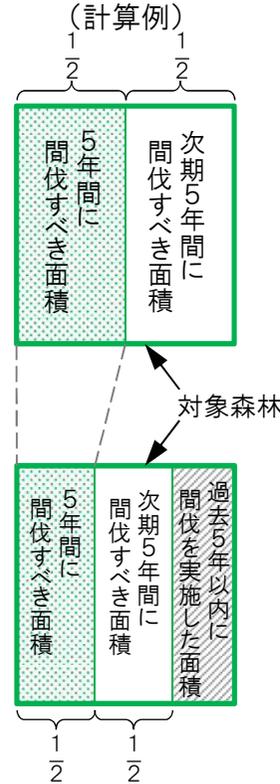
$$5\text{年間(計画期間)} \times \frac{1}{10}\text{(間隔)} = \frac{1}{2} \text{ となる。}$$

一定期間内※に間伐が実施された施業履歴のある森林には基準を適用しない運用を措置

※標準伐期齢未満の森林は過去5年以内

このほか、気象害や生育不良等により林冠が閉鎖していない(過密化していない)森林も基準から除外。

【標準伐期齢未満の森林】



適正なサイクルで間伐を実施することにより基準値を軽減

認定取消の運用の明確化

努力したにもかかわらず認定森林所有者等の責によらない特段の理由により認定基準を満たせない事態となった場合

機械的に認定の取消を行うのではなく、状況の改善や更なる努力が図られるよう指導等を行う運用を措置

認定森林所有者等の責によらない特段の理由

- 地域森林計画に計画された林道又は林業専用道の整備状況
- 木材市場等の価格の動向 など

このほか、災害その他やむを得ない理由による場合も認定取消を行わない運用

- 火災、風水害、病虫害その他の災害
- 実測により実行量と計画量との間に生じた誤差
- 林道等の開設、治山事業の実施 など

森林経営計画の実行支援 ①

- 森林経営計画に従って森林所有者が森林整備を行うことは、長期的には所有する森林資源が充実
- 一方、短期的には林業の特性である伐採時期や伐採量の選択制等がある程度制約
- このため、森林所有者が自発的に計画をたて適切な森林整備に取り組むよう様々な支援措置を講じる必要。



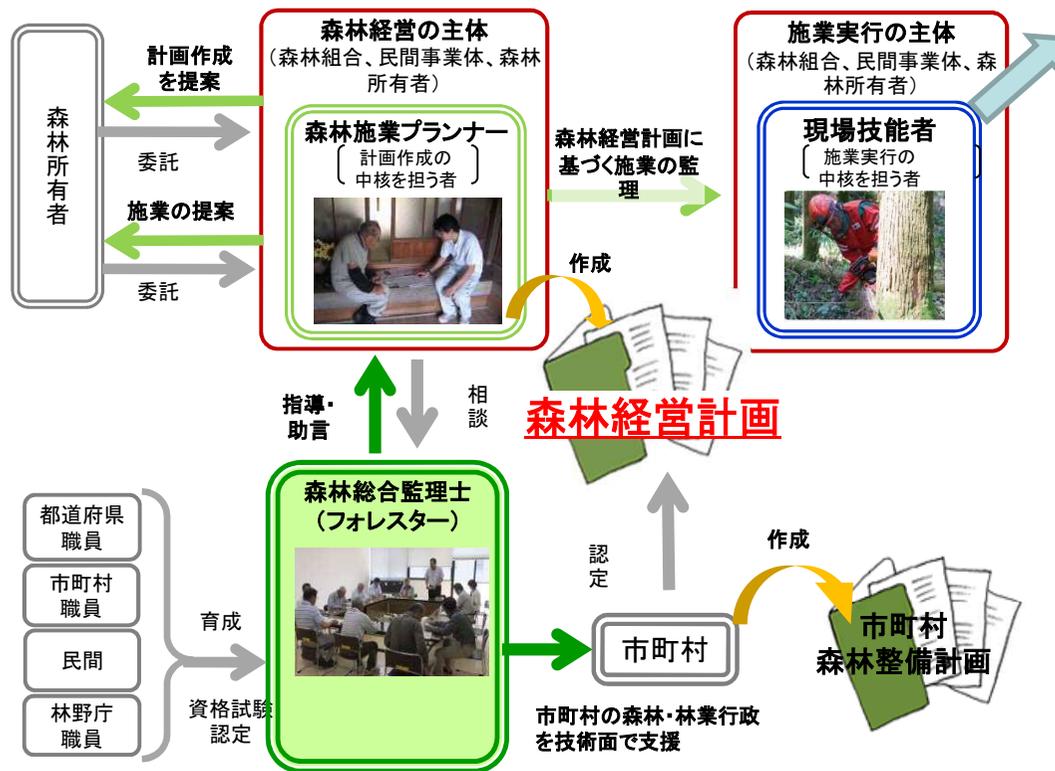
森林経営計画の実行支援 ②

- 森林経営計画が作成されている森林等を対象に、森林整備を実施する者に対して補助金を交付
 - [森林環境保全直接支援事業（造林・間伐等）](#)
- 森林経営計画の作成に向けた森林所有者・境界の確認、合意形成等の活動に対して補助金を交付
 - [森林整備地域活動支援交付金](#)
- 森林経営計画が作成されている森林に限定して、伐採等に伴う所得税の特例や、相続又は贈与税の特例等を措置
 - [森林計画特別控除の特例](#)
 - [立木及び林地に係る課税価格の計算特例](#)
 - [計画伐採に係る相続税の延納等の特例](#)
 - [公益的機能別施業森林の評価減](#)
 - [山林についての相続税の納税猶予（属人計画のみ）](#)
- 木質バイオマス発電の調達価格に関する取扱
 - [再生可能エネルギーの固定価格買取制度](#)
- 日本政策金融公庫資金等における融資条件の優遇

森林経営計画の実行支援 ③(人材育成)

- 「緑の雇用」事業を推進し、新規就業者を確保するとともに、現場技能者として段階的・体系的に育成。
- また、施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」、地域全体の森林づくり・林業活性化の構想策定・実行を技術面で支援する「森林総合監理士(フォレスター)」等を育成。

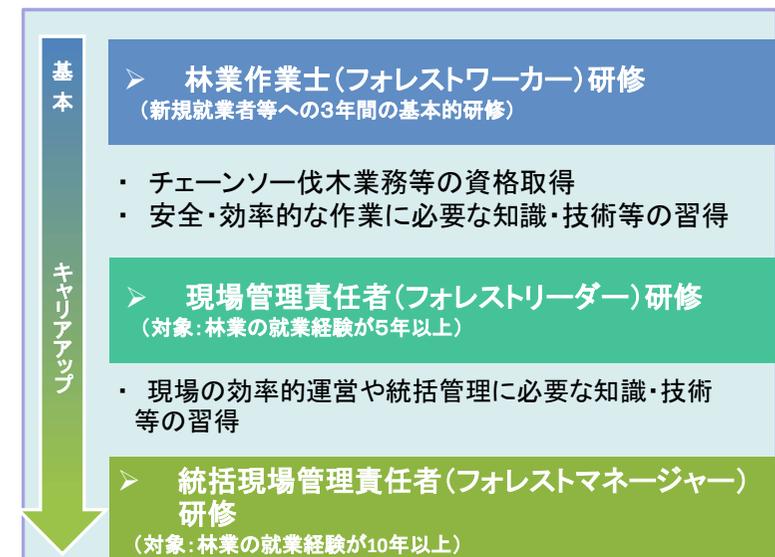
■ 林業技術者・技能者の育成



◆ 現場技能者

- 総括現場管理(フォレストマネジャー)等
高い生産性・安全性を確保しながら林業の現場作業ができる技能者
- 森林作業道作設オペレーター、架線技能者
現地の状況に応じて森林作業道を作設できる技能者や高度な索張り技術を備えた架線技能者

■ 「緑の雇用」による現場技能者の育成



森林経営計画の実行支援(まとめ)

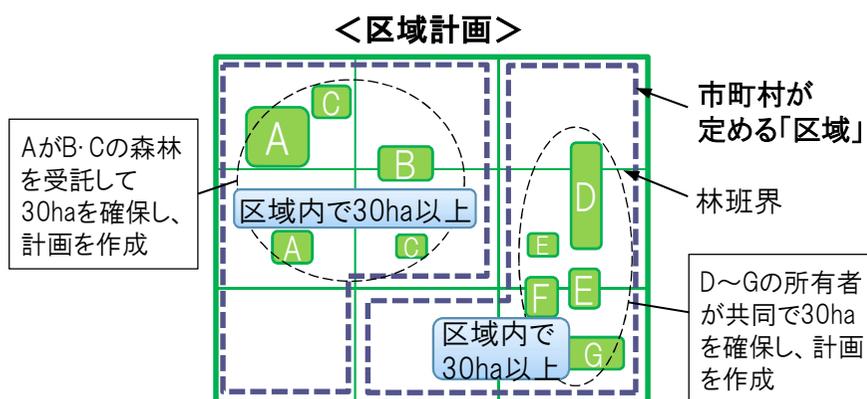
【ポイント】

- ◆森林経営計画は、森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者が**自発的に立たてるもの**
- ◆補助金の交付や税制上の優遇措置は、**同計画の作成と実行を促す**効果がある
- ◆同計画に基づいて、森林の整備が計画的かつ効率的に実施されることにより、**健全な森林が造成されるとともに、森林の諸機能が十全に発揮され、県民全体がその恩恵を受けることができる**

(参考) 森林経営計画のQ & A

小規模森林所有者が森林経営計画を立てるには？

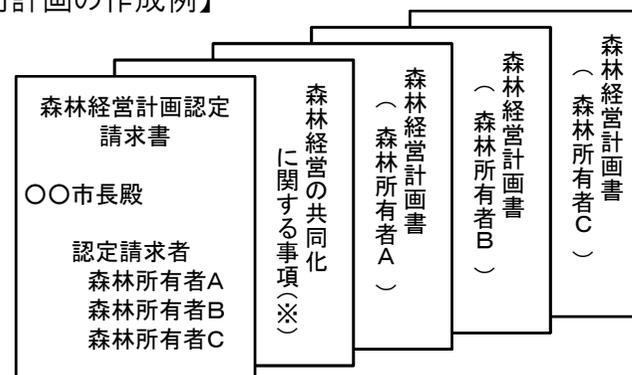
- 1 自分の所有森林が小さくても、他の所有者の森林を受託するか、共同計画とすることにより、森林経営計画をたてられます。
- 2 平成26年4月から、これまでの
 - ・林班計画：林班面積の1/2以上
 - ・属人計画：所有森林100ha以上に加え、
 - ・区域計画：市町村が定める一定区域内で30ha以上が追加され、林班単位よりも広い範囲から、受委託や共同作成の相手を選ぶことが可能となりました。



自分の山は自分で森林経営をしたいのだけど…

- 1 計画書の中で、「森林施業等の共同化に関する事項(※)」を共同で作成することになります。伐採や造林などの具体的な計画はそれぞれの森林所有者等が自分で作成して、それを束ねて申請することができます。
- 2 各森林所有者は、自分のたてた具体的な計画に従い、認定基準の範囲内で自由に森林経営を行うことが可能です。

【共同計画の作成例】



※ 施業や作業道整備・利用、森林保護などを連携、協力して行う旨を記載するものです。

所有森林のすべてを森林経営計画の対象にしなければならないの？

1 森林経営計画では、効率的な森林施業を実現するため、同一の計画に含められる森林はすべて対象としなければならない仕組みとしています。

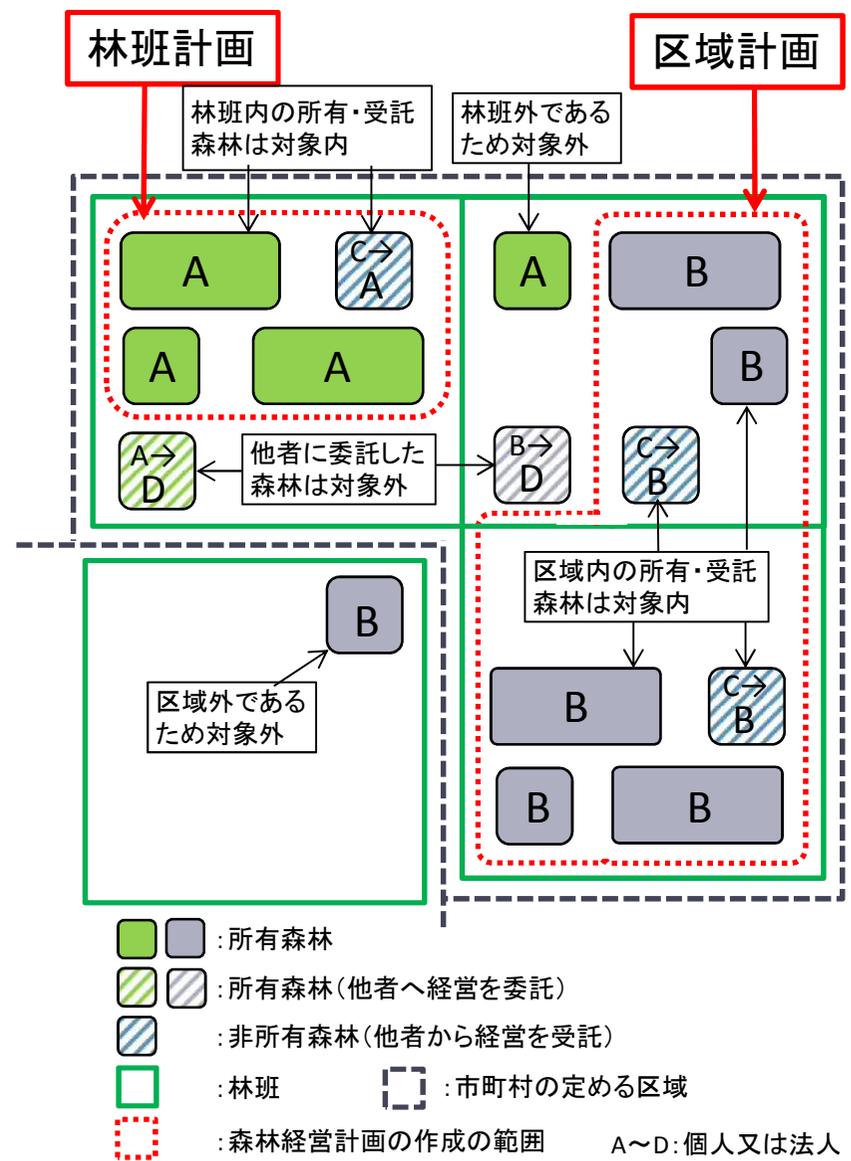
具体的には、

- ・林班計画：同一林班内の所有・受託森林
- ・区域計画：同一区域内の所有・受託森林
- ・属人計画：所有・受託森林

のすべてを計画の対象にする必要があります。

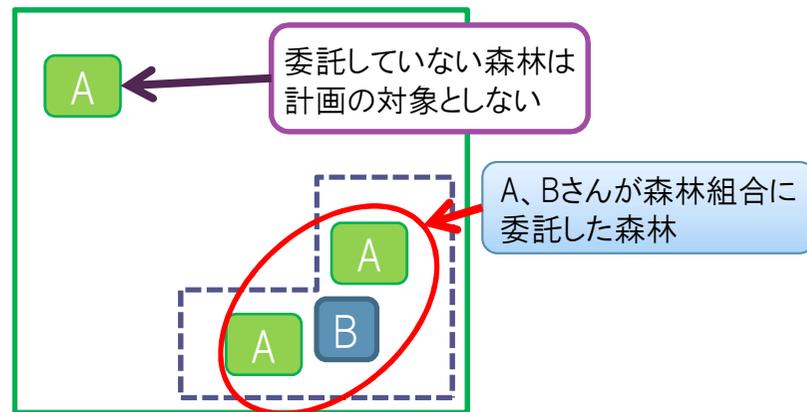
2 なお、自らの所有森林であっても、他者に委託している森林や、全員が計画に参加していない共有林などは、上記の対象となりません。

3 これらを踏まえ、自らの状況に応じて、森林経営の受委託契約なども進めながら、林班計画・区域計画等を選択してください。



所有森林のすべてを計画の対象としない方法はないの？

- 1 自ら計画をたてるのではなく、森林組合や林業事業体などに森林経営を委託し、受託した森林組合等が経営計画をたてることができます。
- 2 このとき、所有森林の一部だけを森林組合等に委託することにすれば、それ以外の森林を経営計画の対象としないことができます。



※受託した森林組合は、区域内の受託したすべての森林について、経営計画を作成

□ : 森林経営計画の対象

隣の県の事業者に森林経営を委託し、森林経営計画をたててもよいの？

- 1 森林組合や林業事業体などに森林の経営を委託し、受託した森林組合等が経営計画をたてることができます。
- 2 この場合、委託先の所在地について制限はありませんので、隣の県の林業事業体でもさしつかえありません。
- 3 また、経営計画に基づいて事業を実施した場合、受託した林業事業体が補助金を受け取ることになります。

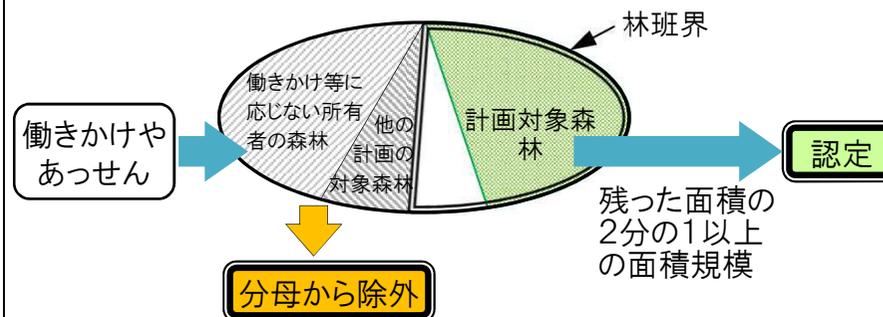
森林所有者や境界が分からないため、森林経営計画が作成できない

- 1 計画を作成するための地域の森林所有者や図面などの情報については、市町村や都道府県の出先機関などから、必要な範囲で提供を受けることができます。
- 2 また、計画作成のために行う所有者の探索や合意形成、境界確認などの活動については、「森林整備地域活動支援交付金」による助成が受けられます。
- 3 なお、境界については、必ずしも計画作成時に全てが確定していなくても、まず計画を作成し、具体的な施業を実施する際に境界確認を行うといった方法をとることができます。



森林所有者が森林経営計画作成に合意してくれない

- 1 林班計画を作成するときには、
 - ①働きかけに応じない所有者の森林
 - ②市町村のあっせんに応じない所有者の森林
 - ③所有者が不明な森林などは、林班面積の1/2以上の計算の分母から除くことができます。



- 2 また、平成26年4月より、新たに「区域計画」が追加され、これまでの林班単位よりも広い範囲から計画対象森林を集めることができるようになりました。

間伐の下限面積の認定基準が厳しくて森林経営計画が作成できない

1 森林経営計画における間伐の下限面積)の基準の計算からは、

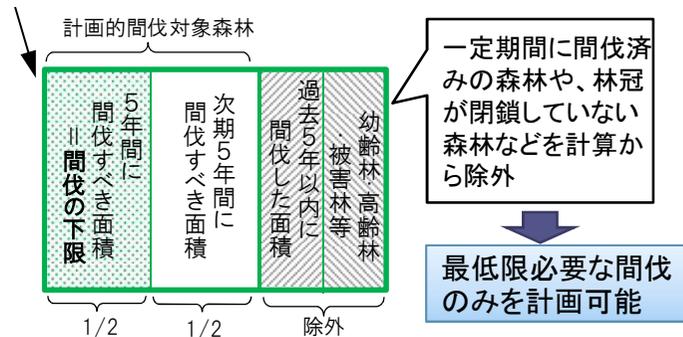
- ① 計画期間内に主伐を予定する森林
- ② 幼齢林・老齢林^(※1)、被害林
- ③ 0.3ha以下の小規模な森林
- ④ 過去一定期間内に間伐した森林^(※2)

(※1 幼齢林:25年生未満、老齢林:本数調整が終了した森林等)

(※2 標準伐期齢未満:5年、標準伐期齢以上:10年)

を除外できる仕組みとしています。

計画対象森林(標準伐期齢以下(:10年に1回間伐が必要)の場合)



2 また、新たに追加された「区域計画」等により、まずは間伐等を行いやすい森林を集めて計画をスタートし、順次計画範囲を広げていくこともできます。

主伐量の上限の認定基準が厳しくて森林経営計画がたてられない

1 森林経営計画における主伐量の上限は、森林の成長量を基本として、現況の蓄積が標準よりも多い場合は、より多くの伐採ができる仕組みとしています。

また、市町村森林整備計画で「木材生産機能維持増進林」にゾーニングされている森林は、成長量を1.2倍として計算できます。

2 なお、以前の森林施業計画とは異なり、間伐の伐採量は主伐量の上限には影響しません。

3 新たな「区域計画」の要件を活用し、これまでの林班単位よりも広い範囲の中から、目的に応じて計画対象森林を広げることにより、主伐量の上限を増やすこともできます。

当面間伐を実施せず、主伐及び造林のみで森林経営計画をたてたい

- 1 森林経営計画においては、主伐、造林、間伐などの施業ごとに認定基準が定められています。
- 2 このため、計画対象森林に、間伐の実施が必要な森林が存在しなければ、間伐を計画・実施する必要はありません。
- 3 なお、
 - ① 計画期間内に主伐を予定する森林
 - ② 幼齢林・老齢林、被害林
 - ③ 0.3ha以下の小規模な森林
 - ④ 過去一定期間内に間伐した森林は、間伐の実施が必要な森林ではありません。
- 4 逆に、主伐・造林を行わず、間伐のみを内容とする森林経営計画も作成できます。

認定取消となってしまうのが怖くて森林経営計画を作成できない

- 1 森林経営計画では、計画に基づく実績が基準を満たせなくても、
 - ・災害や病虫害の発生
 - ・予定林道が整備されなかった
 - ・材価が大幅に下落したなど、本人の責によらない理由がある場合には認定取消とせず、状況の改善に向けた指導等を行うこととしています。
- 2 また、共同作成者の一部が基準を満たせなくなった場合には、当該者の森林を計画変更で除外し、計画全体への影響を避けることもできます。
- 3 このように、真面目に森林施業に取り組む者に支障がないようにしています。

森林経営計画をたてるメリットは？

1 森林経営計画をたてると、以下のようなメリットがあります。

【予算措置】

○森林環境保全直接支援事業

・造林・間伐等への補助

○森林整備地域活動支援交付金

・計画作成に向けた所有者・境界の確認や合意形成活動、路網の簡易改良等への補助

【税制】

○所得税

・伐採収入の20%控除 (※ 2千万円を超える場合、超える部分については10%控除)
 ・林地の譲渡所得の控除

○相続税

・課税価格の減額、評価額の一部控除、延納及び利子税の優遇、納税猶予

【日本政策金融公庫融資】

・貸付利率、融資率、借入期間の優遇

【固定価格買取制度(FIT)】

・主伐材であっても間伐材と同様に最も高い買取価格(32円/kwh)を適用

森林施業計画をたてていたが、森林経営計画に移行したい

1 森林施業計画の対象森林が、市町村が定める「区域」の範囲内であれば、同じ森林で森林経営計画に移行できます。

その上で、認定基準(主伐上限や間伐下限など)を満たすよう5年間の施業の計画を作成してください。

2 森林施業計画が複数の区域にまたがる場合は、森林の受託や共同作成により、各々の区域内で30ha以上を確保してください。

3 このほか、森林の状況に応じ、「林班計画」、「属人計画」を選択又は組合せて森林経営計画に移行することが可能です。

